

仁保だより



平成28年4月1日号

発行:仁保地域交流センター活動推進委員会

TEL:929-0105 HP:<http://www.nihoweb.com/>



仁保の人口(推計) 3,149人(前月比△16) 世帯数 1,376(前月比±0) (H28.3.1 現在)

第25回蕎麦ヶ岳春山開き開催!

3月20日(日)、蕎麦ヶ岳春山開きが開催されました。当日は天候にも恵まれ、仁保地区内外から約400人が参加。神事後に登山が行なわれ、参加者は心地よい汗を流しながら標高約557.3mの山頂を目指しました。

また、下山後には、地元フォークシンガー松田正純さんや今あちこちでひっぱりだこのシンガーソングライター室崎和之さんのライブを聞きながら、温かい蕎麦汁やおむすび、むらづくり塾がついたお餅をいただきました。どれもとてもおいしく、大好評でした。



4月の主な行事予定



2日(土)	こいのぼり掲揚	12日(火)	仁保こども園入園式
8日(金)	仁保中学校入学式	18日(月)	健康マージャン教室
11日(月)	仁保小学校入学式	20日(水)	第25回アユの放流
12日(火)	協力委員集会・地区社協総代会	21日(木)	ストレッチ教室

赤線道路・青線水路の補修・改良などに対する補助事業について

平成 28 年度分の要望箇所のご相談を受け付けておりますので、詳しくは仁保自治会（929-0125）または交流センター（929-0105）にご相談ください。

補助の概要

- 対象工事：補修、改良、舗装（道路）、浚渫（水路）
※受益者2戸以上が対象(受益者負担が発生する場合有)
- ・赤線道路とは…国道、県道、市道ではない道路で、法務局の公図に赤着色されている公共用の道路
- ・青線水路とは…1・2級河川や準用河川ではない水路で、法務局の公図に青着色されている公共用の水路

平成 27 年度実績

- ☆道路等の補修・舗装（農業用道路等含む）
5件
- ☆補助交付金額(合計)
2,500,000 円

防災機器を貸し出しします

仁保地区自主防災会では、災害に備えて下記の防災機器を整備し、貸し出しを行います。なお、平時には、イベントなどの催し物に利用できます。

お申し込みは、仁保地区自主防災会（仁保自治会）929-0125 までお電話ください。

<貸出物品一覧>

- ①発電機 2台
- ②コードリール 2個
- ③消火器 5台
- ④夜間照明器具（屋外用） 2台
- ⑤トランシーバー 4台



ストレッチ教室のご案内

だんだんと春らしい暖かい気候になってきました。ストレッチ教室に参加して健康な身体づくりをしましょう！

- 日時 4月21日（木） 10:30~12:00
- 場所 交流センター 1F 仁保ホール
- 定員 30名（先着順）
- 参加費 500円
- 持参物 タオル、水、ヨガマット
- 申込み 交流センター（929-0105）



健康マージャン教室のご案内

健康マージャン教室に参加して、脳を活性化させましょう！
初心者の方も大歓迎です♪

日時 4月18日(月) 19:00~21:00
場所 交流センター 2F 研修室2
※参加者が多い場合は1F仁保ホール
定員 12名
参加費 無料
申込み 交流センター (929-0105)



春の全国交通安全運動 4月6日(水)~15日(金)

「住みよい山口 いつも心に 交通安全」

重点
目標

子供と高齢者の
交通事故防止



自転車の
安全利用の推進



後部座席を含めた全ての
座席のシートベルト
とチャイルドシートの
正しい着用の徹底



飲酒運転の根絶



スピードダウン
の推進



～職員異動のご挨拶～

4月から本庁の保険年金課へ異動することになりました。

交流センター在職中は、微力ではありますが、仁保の地域づくりに関わらせて頂き、大変有意義で貴重な経験をさせてもらいました。充実した3年間を過ごすことができたのも、地域住民の皆さんのお陰と感謝しています。

名残惜しくもありますが、今後は、仁保で学んだ経験を生かして頑張って参ります。

本庁勤務とはなりますが、お見かけの際は気軽にお声かけいただけると幸いです。

皆様お元気で、これからも仁保地域を盛り上げていってください

交流センター 地域担当 久保真太郎

犬を飼っている人はマナーを守ってください！

山口市では、飼い犬による問題が多発しています。飼い主の方は次のマナー等を守って、他人に迷惑をかけないようにお願いします。

1 正しい飼い方をしましょう

あなたと愛犬の関係が良くても、誰かに迷惑をかけていては正しい飼い方とは言えません。犬が嫌いな人、苦手な人にも理解が得られるような飼い方を心がけましょう。また、正しい飼い方をするために、きちんとしたしつけを子犬の頃から身につけさせることは飼い主の責任です。

2 衛生的に飼いましょう

犬小屋の周囲や、散歩の途中などのふんの始末は飼い主が責任を持って行いましょう。悪臭やハエなどの発生源となったり、ふん中の寄生虫の卵病原菌で環境を汚染する場合があります。

散歩中は排尿場所にも気をつけ、ふんは必ず持ち帰って処理しましょう。

3 むだ吠え対策をきちんとしましょう

犬は吠えるものといっても、早朝・深夜や通行者があるたびに吠えるようでは困ります。むだ吠えを抑えるには、日頃からのしつけや運動・食事などに気をつけることが必要です。

日中不在がちな家庭では一層気をつけてください。



山口市の生活環境の保全に関する条例について

山口市では、犬の飼養に関する規定が施行されています。

市長は、犬を飼養する者がその飼養する犬のふんで公共の場所や他人の所有地等を汚した場合はその汚染を回復するよう飼い主に対し、勧告又は命令を行うことができ、これに従わなかった場合は罰金の対象になります。

条例抜粋

第41条 犬を飼養する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼養管理している場所以外の場所で飼養する犬を歩行させ、又は運動させる場合には、飼養する犬のふんを処理するための用具を携行し、排出したふんは持ち帰り適正に処理すること。

(2) 飼養する犬のふんにより、公共の場所又は他人が所有若しくは占有する土地、建物若しくは工作物を汚さないこと。

第43条 市長は、犬を飼養するものが第41条各号の規定に違反していると認めるときは、ふんの持ち帰り、若しくはふんによって生じた汚損を回復すべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第50条 第20条第1項又は第43条第1項若しくは第2項(猫のふんにより生じた汚損を回復するための命令に限る。)の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。